

目次(案)

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画期間
4. 計画の構成
5. 計画の位置づけ

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況
2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ
3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

第3章 計画でめざす基本的な目標

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本方向

第4章 基本方向に基づく取り組み

1. 施策体系
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
2. 重点的な取り組み
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
3. 個別事業の取り組み
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援

第5章 重点施策

第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画

1. 区域の設定
2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保
3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保
5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上
6. 子どもに関する専門的な地域及び技術を要する支援に関する施策
7. 都道府県計画における広域行政として大阪府が取り組むこと

第7章 子どもの貧困対策・ひとり親家庭支援に関する都道府県計画

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画
2. ひとり親家庭等自立促進計画

第8章 都道府県社会的養育推進計画

第9章 推進体制等

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理等

参考資料

※ 太字部分を骨子案（中間まとめ）として掲載

1. 策定の趣旨

大阪府の子どもに関する施策は、2020（令和2）年3月に策定した「大阪府子ども総合計画」後期計画に基づき実施してきました。この計画では、子ども・若者それぞれの生き方・希望を尊重することを前提に、「若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会」、「妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会」、「大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会」の実現をめざして、子どもを取り巻く様々な課題へ対応してきました。

一方、2023（令和5）年の国内の出生数は約75万人（速報値）と8年連続で過去最低となり、また、2022（令和4）年の合計特殊出生率においても1.26と過去最低を更新し、少子化、人口減少に歯止めがかかっていません。そのような状況に加え、児童虐待の相談対応件数、不登校、いじめ、子どもの自殺の増加や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く状況は深刻化しています。

このようななか、国においては、2023（令和5）年4月に、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であるこども基本法が施行されました。さらに、同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもたちが安心して成長できる社会の実現をめざすこととされました。

大阪府においては、2022（令和4）年度当初に、福祉部に「子ども家庭局」を設置し、児童福祉法上の児童に加え、18歳以上の青年期も含めた一体的な施策推進体制を確立し、総合的かつ一体的に子どもに関する施策を進めてきました。

このたび、「大阪府子ども総合計画」後期計画の理念を継承しつつ、こども基本法において、都道府県は、こども大綱を勘案し、「都道府県こども計画」の策定が求められていることも踏まえ、引き続き対応が必要な課題や新たな課題に対応するため、（仮称）大阪府子ども計画を策定しました。

なお、国の少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が、こども大綱に一元化されたことを受け、大阪府の「少子化対策基本指針」を本計画に整理・統合し、総合的かつ一体的に取り組んでいくことにしました。

また、大阪府では、2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取組みを進めることによって、この実現に寄与していきます。

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨(続き)

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標・169のターゲットが定められています。



2. 計画の性格

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県におけるこども施策についての計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく子ども・若者育成支援についての計画
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく次世代育成のための総合的な計画
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく子どもの貧困対策のための計画
 - ・大阪府子ども条例第10条第1項に基づく子ども施策の総合的な計画
- 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 都道府県社会的養育推進計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- 大阪府青少年健全育成条例第8条第2項に基づく青少年施策の総合的な計画

3. 計画期間

本計画は、2025（令和7）年度を初年度とし、2034（令和16）年度を目標とする10年間を見据えた計画

4. 計画の構成

本計画に掲げた目標の実現に向け、2029（令和11）年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業を記載します。

5. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」との関係については、市町村の計画で示された目標値を本計画で積み上げ、府域全体の目標値として設定します。

また、主な関連計画は下記のとおりですが、特に、第二次大阪府教育振興基本計画については関連性が高いため、整合を図ります。

<主な関連計画>

- ・第2次大阪府教育振興基本計画（令和5年3月策定）
- ・将来ビジョン大阪（平成20年12月策定）
- ・大阪府人権教育推進計画（令和4年9月策定）
- ・第11次大阪府職業能力開発計画〔大阪産業人材育成計画〕（令和4年3月策定）
- ・おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）（令和3年3月策定）
- ・第5次大阪府地域福祉支援計画（令和6年3月策定）
- ・第5次大阪府障がい者計画（令和3年3月策定）
- ・第8次大阪府医療計画（令和6年3月策定）

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

子ども・若者

子どもたちが抱えるさまざまな課題の顕在化

- ▶ これまでの継続した取り組みにより、子どもたちの状況に変化や改善が見られる一方、不登校、いじめ、子どもの自殺、ヤングケアラー等の課題が顕在化。依然として、ひとり親家庭の相対的貧困率は高い状況。

児童虐待のリスク

- ▶ 児童虐待相談対応件数は年々増加しており、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況。

将来展望を描けない若い世代

- ▶ 若い世代が低い所得、不安定な雇用環境、出会いの機会の減少により、仕事におけるキャリアや結婚、子育てなどのライフイベントへのチャレンジなど将来展望を描けない状況。

子育て家庭

子育てや家庭教育を支える地域環境の大きな変化

- ▶ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化しており、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況。

子育ての経済的・精神的負担感

- ▶ 「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という経済的負担感や社会との関わりの希薄化による孤立をはじめとした育児による精神的負担感から、若い世代が子育てに対してネガティブなイメージを持つことにつながっている。

子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境

- ▶ 電車やバスにベビーカーを折りたたまずに乗車することへの乗客等の理解が浸透していないベビーカー問題、公園で遊ぶ子どもの声をめぐる住民の苦情、受動喫煙による健康被害など、社会全体の意識・雰囲気子どもを生み育てることをためらわしている状況。女性の社会進出が進む中、女性の正規雇用におけるL字カーブの存在や女性へ一方的に育児負担が偏る状況が解消できていない。

社会

急速な少子化・人口減少

- ▶ 母親となる年齢層の女性人口の減少と、1人の女性が生涯に出産する子ども数の減少、コロナ禍により結婚・出産を控えたカップルや経済環境の悪化などで少子化・人口減少が加速化。

第2章 大阪府における現状と課題について

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

重点施策の取組状況

「大阪府子ども総合計画」では、基本方向の「重点的な取り組み」に掲げる事業のうち、大阪府として、特に重点的に取り組むものを重点施策として設定し、「5年後の大阪府の姿」をめざし、取り組んできた。これまでの取り組みによって、一定の効果があがっているものの、継続して取り組んでいかないといけない課題も残っています。

重点施策の取組状況は、以下のとおりです。

※項目中の◎、○、★印は、それぞれ対応する事業（個別指標）の進捗状況です。

◎：着実に取り組みが進んだ（目標達成度 100～80%）

○：概ね取り組みが進んだ（目標達成度 79～50%）

★：計画どおりに進んでいない（目標達成度 49%以下）

【基本方向1】若者が自立できる社会

| ①キャリア教育の充実 | |
|----------------------------|---------------------------|
| | キャリア教育全体指導計画に基づいた取組みの共有 |
| | 府立高校生の就職内定率 |
| | 知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率 |
| | 府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率 |
| ②若者の就職支援 | |
| | OSAKA しごとフィールドにて実施した職場体験 |
| | 金融機関等と連携した合同企業説明会 |
| ③困難を有する若者の社会参加・社会的自立に向けた支援 | |
| | ひきこもり支援に携わる人材の養成研修受講者数の増加 |
| | 居場所のプラットフォーム化事業で連携した高校 |

第2章 大阪府における現状と課題について

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向2】子どもを生み育てることができる社会

④安心して妊娠・出産できる仕組みの充実

| | |
|--|----------------------------|
| | 「にんしん SOS」相談実績 |
| | 妊婦健診未受診や飛び込みによる出産対策事業の実施状況 |
| | 周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業の実施状況 |
| | 産婦人科救急搬送体制確保事業の実施状況 |

⑤地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援

| | |
|--|--|
| | 小学校区における「おおさか元気広場」の実施率 |
| | 市町村（政令市を除く）における、大人に対する親学習を小学校数以上実施する市町村数 |

⑥義務教育前の子育て支援の充実

| | |
|--|----------|
| | 認定こども園の数 |
|--|----------|

⑦ワーク・ライフ・バランスの実現

| | |
|--|--|
| | 女性活躍に向けたセミナーの開催実績 |
| | OSAKA 女性活躍推進会議の運営状況 |
| | 保育士・保育所支援センターにおいて、復職応援セミナー、職場体験、求職相談等の実施状況 |

⑧ひとり親家庭等に対する就業支援の充実

| | |
|--|-------------------------------|
| | ひとり親家庭等の就業機会創出のための支援を実施した市町村数 |
|--|-------------------------------|

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向2】子どもを生み育てることができる社会

| | |
|-------------------|--|
| ⑨児童虐待防止の取り組み | |
| | 大人に対する親学習を小学校数以上実施する市町村数（再掲） |
| | 子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数 |
| ⑩社会的養護体制の整備 | |
| | 里親等委託率 |
| ⑪障がいのある子どもへの支援の充実 | |
| | 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会における医療的ケア児者支援のための取組状況 |
| | 医療型短期入所支援強化事業の実施状況 |

第2章 大阪府における現状と課題について

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向3】子どもが成長できる社会

| | |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| ⑫学力向上の取り組みの推進 | |
| | 「全国学力・学習状況調査」における小中学校の平均正答率 |
| | グローバルリーダーズハイスクールの現役国公立大学進学率 |
| ⑬豊かな心を育む取り組みの充実 | |
| | 研修アンケート「自分の期待や要望に応えることができたか」についての回答割合 |
| | 人権教育に関する研究授業の実施率 |
| | 「志（こころざし）学」実践事例集の活用状況 |
| | 人権教育教材集の活用率 |
| ⑭幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上 | |
| | 保育教諭・保育士の数 |
| ⑮就学後の子育て支援の充実 | |
| | 放課後児童クラブ整備補助実績 |
| | 放課後児童支援員認定資格研修実績 |
| | 放課後児童支援員等資質向上研修実績 |
| | 利用者支援事業の実施箇所数 |
| ⑯青少年の健全育成、少年非行防止対策の推進 | |
| | 刑法犯少年の検挙・補導人員数 |
| | 小学校高学年等に対する非行防止・犯罪防止教室の実施率 |

1. 基本理念

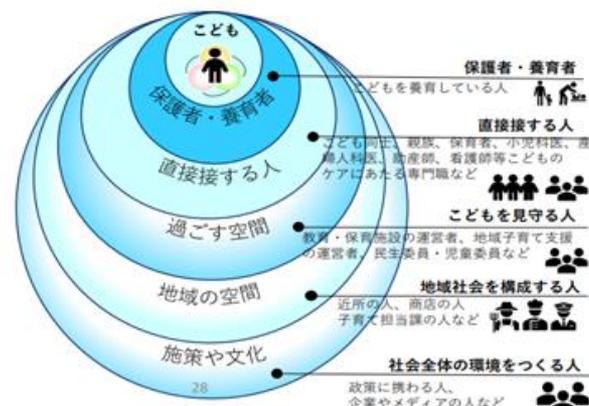
次代を担う子ども・青少年が、個人として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むことが重要です。

こうしたことを踏まえ、本計画においては、子どもが個人として尊重され、また、子どもや家庭が地域や企業・民間団体等も含めた社会全体から必要な支援を受けられることにより、「大阪の地で育った子どもたちが、ありのままの自分を尊重しながら、自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができ、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、やがて、社会の一員として次の世代を担っていく」という好循環をめざすことを基本理念とします。

基本理念を踏まえた取り組みを着実に進め、子どもだけではなく大人も幸せであることはもちろんのこと、誰一人取り残すことなく、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

それぞれのこどもから見た
「こどもまんなかチャート」の視点



※空間には、3施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

2. 基本的視点

① 子どもが主役 (こどもまんなか)である視点

子どもの最善の利益を図り、成長過程（ライフステージ）や状況に応じた切れ目のない支援をめざします。

子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの最善の利益を図ることが大切です。子どもは乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。また、子どもの成長過程（ライフステージ）や状況に応じた必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や成人年齢といった特定の年齢で途切れることなく行われるとともに子どもの状態に応じた多様な居場所づくりを進め、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

② 次代の担い手となる若い世代の視点

若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、将来に希望をもって生きられる社会づくりをめざします。

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保するとともに、将来を見通してワークライフバランスを図りながら安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備することが必要です。また、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが必要です。さらに、地域や企業・民間団体等、子育てされていない方々も含めて、子どもや子育てをめぐる問題は未来に関わるものという意識を持ち、子どもや家庭が大事にされるよう社会全体の構造や意識を変えていくことも必要です。

③ 子育て当事者の視点

子育て当事者に寄り添いつつ、状況に応じた柔軟な支援をめざします。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、誰一人取り残さず、社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。そのため、子育て家庭の状況に応じて、地域や企業・民間団体等が連携し、社会全体で切れ目なく支え、子育て当事者に寄り添いつつ、支援策の見える化や子ども・子育て当事者が支援策と自然につながる仕組みに加え、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世帯訪問支援事業など柔軟に必要な情報や援助等を行うアウトリーチなどによって、良好な成育環境を確保し、すべての子どもが幸せな状態で成長できるように取り組みます。

第3章 計画でめざす基本的な目標について

3. 基本方向

基本方向1 子どもを生き育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】

| 現状と課題 | 取り組みの方向性 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 理想とする子どもの数と実際に生む子どもの数には乖離があり、理想の子どもを持っていない現状。◆ 子どもを安心して生き育てることができるよう社会からの支援が必要。 | <p>妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり</p> <p>子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図る。</p> |

基本方向2 子どもが成長できる社会【学童期・思春期】

| 現状と課題 | 取り組みの方向性 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 家庭、学校、地域などが、それぞれ子どもにかかわっていくのではなく、連携して子どもを支援し、子どもが、自分の生き方を模索していけるよう取り組む必要。◆ 特に、家庭が子どもの成長に主体的にかかわっていくことができるように、学校や地域の支援が必要。 | <p>大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり</p> <p>子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進する。</p> |

基本方向3 若者が自立できる社会【青年期】

| 現状と課題 | 取り組みの方向性 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 若者が所得や雇用への不安等から将来展望を描けない状況に陥っている。◆ 若者が希望に応じ、家庭を持ち、子どもを生み育てるといった選択肢が将来的にあることを認識し、また、社会の一員として働き、経済的に自立する意識を持つことが重要。 | <p>大阪の若者が自らの意思で将来を選択し、自立できる社会づくり</p> <p>若者が経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で将来展望を持って生活できる仕組みづくりを進めるとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援する。</p> |

3. 基本方向

基本方向4 子どものすべての成長過程(ライフステージ)にわたる支援

| 現状と課題 | 取り組みの方向性 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズがある。 | <p>心身の状況、置かれた環境に関わらず、大阪のすべての子どもが幸せな状態で成長できる社会づくり</p> <p>必要となときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進する。</p> |

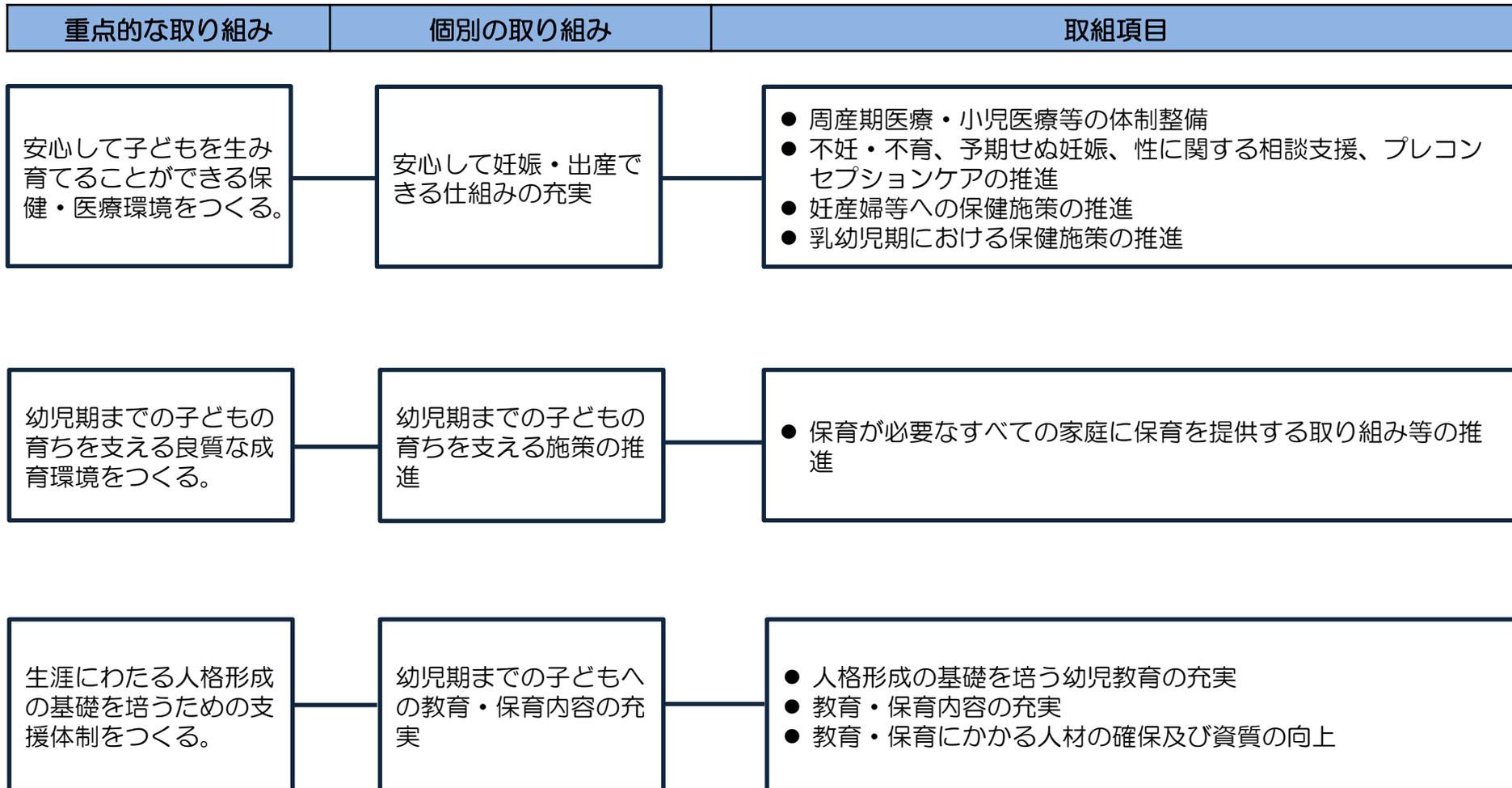
基本方向5 子育て当事者に対する支援

| 現状と課題 | 取り組みの方向性 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家族をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況。また、若い世代は、子どもを授かるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに、親になることが増えている。 ◆ 家庭のみならず社会全体で子どもを生み育てる力（養育力）を高めることが必要。 | <p>大阪の子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合える社会づくり</p> <p>家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくる。</p> |

第4章 基本方向に基づく取り組み

1. 施策体系

(1)基本方向1 子どもを生き育てることができる社会【子どもの誕生日前から幼児期まで】



(2)基本方向2 子どもが成長できる社会【学童期・思春期】

| 重点的な取り組み | 個別の取り組み | 取組項目 |
|---|-----------------------------|---|
| <p>すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援する。</p> | <p>確かな学力の定着と学びの深化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化 ● 社会や地域とつながる探究的な学習の実践 ● 障がいのある子どもたちの教育の充実 ● 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実 |
| | <p>豊かな心と健やかな体の育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな心のはぐくみ ● セーフティネットとなる居場所づくりの推進 ● 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進 ● 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進 |
| | <p>将来をみすえた自主性・自立性の育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成 |
| | <p>公私を問わない自由な学校選択の機会の保障</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 高校等の授業料完全無償化 |
| <p>すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくる。</p> | <p>地域の教育コミュニティづくりの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の教育コミュニティづくりの推進 |
| | <p>子どもの居場所づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり ● 放課後等の子どもの居場所づくり ● 子ども食堂等の居場所づくり |
| | <p>必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校と地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム |

(3)基本方向3 若者が自立できる社会【青年期】

| 重点的な取り組み | 個別の取り組み | 取組項目 |
|--|----------------------------------|--|
| <p>若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援する。</p> | <p>産学官連携による産業人材の育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進 |
| | <p>若者の就職支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 若者への就職支援の強化 ● 就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援 ● 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援 |
| | <p>結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進 ● 結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進 |
| | <p>子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村による支援ネットワークの構築 ● ひきこもりの相談支援 |

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

| 重点的な取り組み | 個別の取り組み | 取組項目 |
|---|--------------------------------------|---|
| <p>さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。</p> | <p>子どもの貧困対策の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの貧困対策の推進 ● 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成 |
| | <p>児童虐待の防止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の防止 |
| | <p>配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応 |
| | <p>社会的養護を必要とする子ども等に対する支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的養育体制の整備 ● 社会的養護経験者等の自立支援の充実 |
| | <p>障がいのある子どもへの支援の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある子どもへの医療・福祉支援 |
| | <p>外国につながる子どもへの支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援 |
| | <p>ヤングケアラーへの支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラーへの支援 |
| | <p>複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 複数分野にまたがる又は制度の狭間に陥っている課題がある子どもとその世帯への支援 |
| <p>子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援する。</p> | <p>子どもの権利を保障する取り組みの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会参画や意見表明の機会の充実 ● すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進 ● 子ども・若者の自殺対策 |
| | <p>子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの安全確保の推進 ● 非行など問題行動を防ぐ施策の推進 |
| | <p>青少年の健全育成の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年を取り巻く社会環境の整備 ● 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護 ● 青少年の健やかな成長の促進 |

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

| 重点的な取り組み | 個別の取り組み | 取組項目 |
|---|--------------------------------|---|
| <p>家庭と社会がともに子どもを育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくる。</p> | <p>子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減 |
| | <p>家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築 ● 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築 |
| | <p>仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と生活の調和の推進、女性活躍の推進 ● 働き方改革の推進 ● 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進 |
| | <p>ひとり親家庭等の自立促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等の自立促進 |
| | <p>共同養育の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 親子（面会）交流の促進 ● 養育費確保への支援 |
| | <p>子育てにやさしい住まい・住環境の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てにやさしい住まい・住環境の整備 |
| | <p>その他子育てを支援する取り組みの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センターの設置促進 ● 身近な場所や地域における相談体制の充実 ● 子育てしやすい公共施設等の整備の推進 |

第4章 基本方向に基づく取り組み

2. 重点的な取り組み

(1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

重点的な取り組み①

(1)安心して子どもを生み育てることができる保健・医療環境をつくる。

プレコンセプションケアを推進し、子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産し、子育てができる保健・医療環境をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|----------------------|--|---|--|
| 1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実 | 思いがけない妊娠やハイリスク妊娠・出産を減らすために、プレコンセプションケアの普及啓発や相談支援の充実が必要である。また、最重症妊娠合併症をはじめとするハイリスク妊娠・出産に対応するため、成育医療等基本方針に基づく取り組みを進め、早期の段階から支援できる体制を整備する必要がある。 | (1) 周産期医療・小児医療等の体制整備 | 安心して子どもを生み育てることができる周産期医療・小児医療等の体制整備に取り組む。 |
| | | (2) 不妊・不育、予期せぬ妊娠、性に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進 | 不妊・不育治療に対する支援、予期せぬ妊娠や性に関する相談支援とともに、性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発などのプレコンセプションケアの推進に取り組む。 |
| | | (3) 妊産婦等への保健施策の推進 | 妊産婦健康診査や伴走型相談支援をはじめ、家族も含めた産前・産後サポート事業や産後ケア事業等を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に取り組む。 |
| | | (4) 乳幼児期における保健施策の推進 | 新生児マススクリーニング検査や乳幼児健診の充実により、疾患や障がいの早期発見・早期治療につなげる支援体制整備に取り組む。 |

(1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

重点的な取り組み②

(2)幼児期までの子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくる。

幼児教育・保育の質の向上などの受け皿整備、必要に応じた認定こども園への円滑な移行の支援、保育士等の確保に取り組み、子どもが病気の時、一時的に保育が必要なおとき、また、医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもなど、多様なニーズへ対応するとともに、保育所等に通っていない子どもも含め、すべての子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|-------------------------|---|----------------------------------|---|
| 2 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進 | 大阪府内において保育所等利用待機児童数は年々減少傾向であるが、依然として、保育所等利用待機児童が発生している。この待機児童の解消を図るとともに、子どもが病気になったときの病児保育や就労要件を問わず利用できる仕組みなど、多様なニーズに応えることができるよう取り組む必要がある。 | (1) 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組み等の推進 | これまでの取組みの成果により、保育の受け皿は拡大しているが、利用児童数は年々増加しており、地域によって待機児童の解消には至っていないため、引き続き受け皿整備、必要に応じた認定こども園への円滑な移行の支援、幼稚園における預かり保育事業の支援や、地域限定保育士試験の実施による保育士等の確保に取り組む。 子どもが病気の時、一時的に保育が必要なおとき、また、医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもなど多様なニーズに応えるとともに、保育所等に通っていない子どもも含め、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する。 |

(1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

重点的な取り組み③

(3)生涯にわたる人格形成の基礎を培うための支援体制をつくる。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもが格差なく質の高い学びへつながることができるよう体制をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|-------------------------|---|---------------------------|---|
| 3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実 | 乳児期はしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、幼児期は人格形成の基礎を培い、将来にわたり学ぶ力を身につける時期であり、また、学童期への準備段階であることから、この時期の教育・保育内容の充実が求められている。 | (1) 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 | 自己肯定感をはじめ人格形成の基礎を培い、将来にわたり学ぶ力を身につけることができるよう幼児期における学びの質の向上に取り組む。 |
| | | (2) 教育・保育内容の充実 | 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業など、どの施設・事業を利用したとしても、切れ目のない教育・保育を受けることができるように推進するとともに、その教育・保育内容の充実を図る。 また、公私を問わず、施設・事業間や小学校との連携を推進し、施設・事業における地域での子育て、家庭での教育を支援する機能の強化を図る。 |
| | | (3) 教育・保育にかかる人材の確保及び資質の向上 | 幼児教育・保育の無償化の影響も鑑み、教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できるように取り組み、また、事業者が質の高い教育・保育を提供できるよう、職員研修への充実を働きかけていく。 |

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取り組み④

(4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援する。

子どもの置かれている環境にかかわらず、全ての子どもが、一人ひとりの個性に応じて必要な知識・能力を身につけ、夢や志を持ってさまざまなことにチャレンジし、粘り強くあきらめない自主性・自立性を育成する取り組みを社会全体で支援する。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|------------------|---|-----------------------------------|--|
| 4 確かな学力の定着と学びの深化 | <p>社会が大きく変化している中では、これまで以上に、すべての学びの基礎となる確かな学力を定着させ、さらに自ら考え将来を生き抜く力を育成することが重要である。</p> <p>また、大阪府では、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進により、支援を必要とする子どもたちの増加や個々のニーズに対応した教育環境の整備を進めてきた。今後も、個々の子どもたちの障がいの状況に応じた合理的配慮を的確に行うとともに、不登校の子どもたちへの指導や日本語指導が必要な子どもたちへの支援をはじめ、子どもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びを提供することが重要である。</p> | <p>(1) 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化</p> | <p>子どもたちが学習内容を深く理解し、すべての学びの基礎となる確かな学力を身につけることができるよう一人ひとりの学力・学習状況を把握・分析し、その結果を活用する取組みを進める。また、生涯にわたって主体的に学び続ける姿勢や他者との協働により課題を解決する姿勢を身につけることができるよう主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組む。</p> |
| | | <p>(2) 社会や地域とつながる探究的な学習の実践</p> | <p>子どもたちが、学ぶ意義を理解し、意欲を高め、自ら日常生活や地域・社会等に関する課題を見つけ、解決につなげるために必要となる一連の能力を身につけることができるよう、また、課題発見、課題解決の能力の基礎を身につけることに加え、創造力や表現力を豊かにするため多様な情報の活用や地域等との協働による学びを充実させる。</p> |
| | | <p>(3) 障がいのある子どもたちの教育の充実</p> | <p>障がいのある子どもたちが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、多様な学びの場を設けるとともに、府立支援学校が支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校園における校内支援体制の充実に向けた支援に取り組む。</p> |
| | | <p>(4) 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実</p> | <p>不登校の子どもたちが、将来に向けて社会に参加しつつ充実した人生を過ごしていくことができるよう、社会的自立に向けた学習指導、支援に取り組む。社会的自立に向けた保障をはじめとする多様な支援に取り組む。日本語指導が必要な子どもたちが、日本語で日常会話を行ったり、授業を受けたりすることができるよう、日本語指導が必要な子どもたちへの支援を充実させる。</p> |

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取り組み④

(4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援する。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|------------------------|--|---------------------------------------|---|
| <p>5 豊かな心と健やかな体の育成</p> | <p>社会のグローバル化等を背景に、これまで以上に互いの人権や文化等を尊重することが求められる。また、いじめや不登校等の子どもたちが抱える問題課題の解決、ヤングケアラーへの支援が必要である。</p> <p>子どもたちがより良い運動習慣や生活習慣の定着を通して、生涯にわたる健康を保持・増進できる資質や能力を身につける必要がある。</p> | <p>(1) 豊かな心のはぐくみ</p> | <p>子どもたちが人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める行動力を身につけることができるよう、人権を尊重する意識・態度の育成に取り組む。</p> <p>子どもたちが自らの良さを認識し、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、互いに思いやり、認め合う人間関係を築くことができるよう、自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成に取り組む。</p> |
| | | <p>(2) セーフティネットとなる居場所づくりの推進</p> | <p>いじめや不登校、貧困、虐待、またヤングケアラーなど子どもたちをめぐる様々な現状や課題を早期に把握・対応するため、スクールカウンセラー等とともに、関係機関と連携し、学校がチームとして組織的に対応する取組みを推進する。また、不安や悩みを抱える子どもたちが安心して相談することができるよう、相談体制を充実させる。</p> |
| | | <p>(3) 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進</p> | <p>子どもたちが運動習慣を確立できるよう、また、運動への興味・関心を向上させるため、運動やスポーツに親しむ機会を拡充する。</p> <p>子どもたちが確かな体力を身につけることができるよう、運動やスポーツによる体力づくりを推進する。</p> |
| | | <p>(4) 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進</p> | <p>子どもたちが心の健康、生活習慣病、薬物乱用等の依存症、アレルギー疾患や感染症等をはじめとする健康課題への理解を深め、健康的なライフスタイルを身につけることができるよう、健康課題への理解を深める健康教育を充実する。</p> <p>子どもたちが自身の健康を保持・増進することができるよう、学校・地域・家庭・学校医等と連携した健康づくりを推進する。</p> |

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取り組み④

(4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援する。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|------------------------|--|-----------------------------|--|
| 6 将来をみすえた自主性・自立性の育成 | 将来にわたる持続可能な社会の担い手として、子どもたちが自身の個性や特性を把握し、自ら学んだことを社会の中で活かすことが求められている。 | (1) 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成 | 子どもたちが地域や社会とつながり、活躍したいという熱意を持ち、豊かで活力あふれる人生を歩むことができるよう、また、子どもたちが自己の職業適性や将来設計、社会的自立について考えることができるよう、実社会とのつながりを含む一貫したキャリア教育を推進する。 子どもたちが社会の一員としての意識をもち、主体的に判断し、他者と連携・協働しながら行動できる力を身につけることができるよう、社会制度等への意識を高める姿勢を育成する。 |
| 7 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障 | 家庭の経済的事情にかかわらず、公私を問わない自由な学校選択の機会を保障するとともに、大阪の教育力の向上を図るため、高校授業料の無償化に取り組んできたが、所得制限等があり、大阪の全ての子どもが無償化の対象とはなっていない。 | (1) 高校等の授業料完全無償化 | 大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現・子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、私立高校・国公立高校等の授業料の完全無償化をめざす。 |

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取り組み⑤

(5) すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくる。

地域全体で子どもの成長を支える教育コミュニティづくりの推進とともに、放課後等に地域で子どもが安全に過ごすことのできる子どもの居場所の確保や困難を抱える子どもや保護者を地域の見守り等につなぐことができる環境を整備する。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|---------------------|--|------------------------|---|
| 8 地域の教育コミュニティづくりの推進 | 地域の実態等に応じた学校・家庭・地域の連携・協働による活動の継続・充実を進めるにあたり、地域ボランティア等の参加が伸び悩んでいるところもあるため、人材の確保や育成に取り組む必要がある。 | (1) 地域の教育コミュニティづくりの推進 | 地域全体で子どもたちの成長を支えることができるよう、地域人材の参画を促し、育成・定着に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による教育コミュニティづくりを充実させる。 |
| 9 子どもの居場所づくり | 子どもの安全確保の必要性が高まる一方、安全な遊び場が少ない状況である。共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化などから、子どもを放課後に預かるニーズが高まっており、放課後における健全育成とあわせて、さらに拡充していく必要がある。 | (1) 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり | 子どもが健やかに過ごせる居場所や遊び場の確保を進めていく。 |
| | | (2) 放課後等の子どもの居場所づくり | 義務教育前に保育が必要であった子どもを、就学後も切れ目なく預けることができるようにすると同時に、放課後や週末等の安心・安全な居場所において、障がい等により支援が必要な子どもなどすべての子どもが健やかに育まれる取り組みを進める。 |
| | | (3) 子ども食堂等の居場所づくり | 子どもの孤立を防ぎ地域で見守るとともに、子どもや保護者が抱える課題を見出し支援につなぐ場として有効と考える子ども食堂等の居場所について、地域における自発的な活動を尊重しつつ、これらの継続的な取り組みが拡がり、見守りを必要とする子どもや保護者が居場所につながるよう、支援していく。 |

(2)基本方向2 子どもが成長できる社会

重点的な取り組み⑤

(5) すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|-------------------------------|--|---|--|
| <p>10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実</p> | <p>各地域において子どもや保護者を支援する場所は増加しており、各支援施策の充実とあわせて、困難を抱える子どもや保護者を地域の居場所や支援につなぐ仕組みの充実が重要となっている。</p> <p>そのため、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組みが求められている。また、市町村と連携し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要である。さらに、行政のみならず、社会全体で取り組んでいくため、民間企業や地域のボランティア等と連携していく必要がある。</p> | <p>(1) 学校と地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム</p> | <p>学校は児童生徒等の日常的な学習の場であり、生活の様子など子どもの状況が把握しやすい場所であることから、学校、教育委員会、福祉・保健部局等の協働により、スクールソーシャルワーカーやコーディネーター等が地域や支援機関と連携し、貧困など困難を抱える子どもや保護者を地域の見守りや支援につなぐ取り組みを進めていく。</p> |

(3)基本方向3 若者が自立できる社会

重点的な取り組み⑥

(6) 若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援する。

社会に出る前に、社会の一員としての役割を果たすことの大切さを若者が実感をもって学べる機会を提供するとともに、社会に出る頃には、若者一人ひとりの状況に寄り添った就職支援や自立支援を行うことによって、自らの意思で選択し、自立できるようにする。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|-------------------------|---|---------------------------------|---|
| 11 産学官連携による産業人材の育成 | 社会全体の産業構造や就業構造の変化、子育てや家庭教育を支える地域環境の大きな変化、グローバル化の進展など、将来の予測が困難な未来社会を迎えようとしている。そのため、子どもたちが、自分の職業適性や将来設計など将来の見通しをもつことを学生の段階から意識させる必要がある。 | (1) キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進 | 大学と企業が連携し、インターンシップや課題解決型授業（PBL）などを実践することで産業人材育成に取り組む。 |
| 12 若者の就職支援 | 若年無業者、早期離職者、障がい者の雇用促進など、若者が円滑に就職し、定着できるように、その若者の個性や持つ力に応じた支援を行う必要がある | (1) 若者への就職支援の強化 | 企業ニーズに応じたスキルアップを行い、人材を育成する。 また、若者が自分に合った就職ができるように、キャリアカウンセリング、セミナー、職場体験、マッチングなどの就職支援や職場定着支援に取り組む。 |
| | | (2) 就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援 | 働くことなどに悩みを持つ若者に対し、キャリアカウンセリングや職場体験等を通じた就職支援を行う。 |
| | | (3) 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援 | 障がい者に対し、就労支援の充実、雇用機会の拡大に加え、職場定着支援に取り組む。 |
| 13 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援 | 若者が自らの意思で将来を選択できるようになるために、将来を見据えた人生のライフプランをつくる必要があり、妊娠・出産、子育て等に関する知識の習得が必要である。 また、自ら子どもを生き育てるときには、結婚に備えた情報提供や支援が必要となっている。 | (1) 若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進 | 若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取り組みを進める。 |
| | | (2) 結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進 | 結婚を望む人の希望が実現できるよう、出会いの機会の確保等その環境づくりを図る。 また、結婚支援方策の充実等を図るためのネットワークを、府内の市町村や商工会議所等と形成し、結婚を応援する機運の醸成を図っていく。 |

(3)基本方向3 若者が自立できる社会

重点的な取り組み⑥

(6) 若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援する。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|------------------------------|--|-----------------------|--|
| 14 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進 | ひきこもり等社会生活を営むうえでの困難を有する青少年を支援するため、関係機関が連携した地域ネットワークをつくり、支援を強化することが求められている。 | (1) 市町村による支援ネットワークの構築 | 子ども・若者支援地域協議会の設置など、市町村によるネットワークの構築が推進され、地域において関係機関が連携した子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、市町村を支援する。 |
| | | (2) ひきこもりの相談支援 | ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に適切な支援機関につながるよう、ひきこもりの相談支援を行う。 |

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、障がいのある子ども、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる体制をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|----------------|--|-----------------------------|--|
| 15 子どもの貧困対策の推進 | 我が国の子どもの貧困率は近年改善傾向にはあるものの、高い状況が続いている。また、大阪府における就学援助率や生活保護率は減少傾向にあるものの、全国と比較して高い状況が続いている。 子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう貧困の連鎖を断ち切る必要があり、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要であるため、社会全体で取り組む必要がある。 | (1) 子どもの貧困対策の推進 | 関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取り組みを推進する。また、市町村と連携し、地域の実情に応じた貧困対策を推進できるよう市町村の取り組みを支援しつつ、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図る。 |
| | | (2) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成 | 子どもの貧困を放置することは、「子どもの将来に重大な影響を与えるだけでなく、社会的損失を招く」という基本認識のもと、公民で連携し、社会全体で取組みを進めるとともに、平成30年に創設した子ども輝く未来基金を活用し、社会全体で子どもの未来を応援する活動が広がるよう取組む。 |
| 16 児童虐待の防止 | 昨今の児童虐待相談対応件数の急増や重大な児童虐待事案が後を絶たないこと等から、より充実した児童虐待防止の取り組みが求められている。 | (1) 児童虐待の防止 | 重大な児童虐待ゼロをめざし、オール大阪で児童虐待の防止に取り組む。 具体的には、発生予防のため、子育て支援に取り組む。 また、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等において、早期発見・早期対応に努めるとともに、広報啓発活動により児童虐待防止に関する府民意識を向上させるなど、社会全体で子どもを守るための取り組みを市町村とも連携しオール大阪で進める。 |

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|----------------------------------|---|-----------------------------------|---|
| 17 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応 | 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）によって子育てが脅かされることがないように、早期の相談や保護の体制が確保されている必要がある。 | (1) 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応 | 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）について、防止啓発に取り組むとともに、できるだけ早期に適切な相談や保護を受け、自立につなげることができるよう関係機関が連携して支援していく。 各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行う。 |
| 18 社会的養護を必要とする子ども等に対する支援 | 大阪府は、代替養育を必要とする子ども数が多く、子どものケアニーズも高い状況にある。 家庭養育優先の理念のもと、「家庭と同様の養育環境」である里親家庭での養育を推進するとともに、児童養護施設等においては「できる限り良好な家庭的な養育環境」を整備し、専門的ケアを行うことが求められている。 また、就労や就学などにより施設を退所した後に、生活上の様々な困難に直面した際の支援体制を充実する必要がある。 | (1) 社会的養育体制の整備 | 特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができるよう、里親家庭での養育を推進するとともに、施設等においても小規模かつ地域分散化された環境整備を行う。 また、子どものニーズに応じた専門的ケアを行うため、施設等の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。 |
| | | (2) 社会的養護経験者等の自立支援の充実 | 施設や里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの生活相談支援や退所後の生活支援相談支援体制の構築、身元保証人の確保等により、社会的養護経験者等の社会的自立を支援する。 |

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|---------------------|---|------------------------------------|--|
| 19 障がいのある子どもへの支援の充実 | <p>発達に特性のある児童が、早期に地域で質の高い支援を受けることができるようにするとともに、未就学児から就学児まで一貫した支援の充実を図るため、関係機関の連携や児童福祉法に基づくサービス基盤の充実が必要である。</p> <p>医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等が、安心して保健・医療・福祉及び教育のサービスを総合的に受けられるようにする必要がある。</p> | (1) 障がいのある子どもへの医療・福祉支援 | <p>障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がいのある子どもへの支援を、地域で総合的に取り組む体制づくりを進める。</p> <p>特に、発達に特性のある子どもに対する支援として、健康診査のスクリーニングの向上や、健診後の支援の充実、早期発達支援の充実等を図るとともに、強度行動障がいやその重度化の予防に取り組む。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の地域生活を支えるため、基盤整備の推進や地域ケアシステムの構築等、支援の充実を図る。</p> |
| 20 外国につながる子どもへの支援 | <p>外国人の子どもや支援を必要とするその家族は、言葉や文化の違いにより地域から孤立しがちであり、学習活動や地域活動への参加に支障が生じることもあり、支援が必要である。</p> <p>在留資格に係る特定技能の対象分野の追加に伴い、今後、外国人労働者の増加が見込まれることから、「働く場」としてだけでなく、その家族も含めた「学びの場」「暮らしの場」としての魅力を高めていく必要がある。</p> | (1) 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援 | <p>外国人の子どもやその家族、支援を必要とする帰国・渡日の子どもやその家族が、地域社会の中で健全に成長できるよう、それぞれへの支援を進める。また、外国人労働者の増加が見込まれることから、その子どもや家族に対する支援を充実し、子育て環境の整備につなげていく。</p> |

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|--------------------------|---|---|---|
| 21 ヤングケアラーへの支援 | <p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらいことから、支援を必要とするヤングケアラーに気づくことが難しいと考えられる。</p> <p>このため、社会的認知度の向上を図るとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、本人の意向に寄り添い、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持ちながら、必要な支援につなげていく必要がある。</p> | (1) ヤングケアラーへの支援 | <p>ヤングケアラーについては、庁内関係部局や支援の実施主体である市町村等と連携し、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施などにより社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・把握により必要な支援へつなげるため、市町村における相談窓口の設置等の働きかけ、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置促進を図るとともに、ヤングケアラーが安心してケアの体験を話したり相談できるピアサポートや子どもの居場所づくりの推進などに取り組む。</p> |
| 22 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援 | <p>地域とのつながりが希薄化するなどにより、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきている。このような中、支援を必要とする子どもとその世帯の課題が、複数分野にまたがっていたり、制度の狭間に陥っているなど、既存の制度では対応が困難な子どもを含む世帯を包括的に支援する体制を市町村において整備していく必要がある。</p> | <p>(1) 市町村における包括的な支援体制の構築</p> <p>(2) コミュニティソーシャルワーカーの配置促進</p> | <p>子どもを含む地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を市町村において整備されるよう支援する。</p> <p>また、包括的な支援体制の具体的手法として創設された重層的支援体制整備事業（任意事業）が府内市町村において円滑に実施されるよう支援する。</p> <p>家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、課題のある世帯の「早期発見、見守り、つなぎ」を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置促進に努める。</p> |

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み⑧

(8) 子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援する。

子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守る観点から、いじめを防止するとともに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全な育成を阻害する有害情報などを排除することによって、子どもが健やかに成長し、社会を支えることができるよう支援する。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|--------------------------|--|-----------------------------------|--|
| 23 子どもの権利を保障する取り組みの推進 | 子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもにとって最善の利益を図る必要がある。 | (1) 社会参画や意見表明の機会の充実 | 子どもの権利を保障するとともに、子どもが自由に意見を表明しやすい環境整備と機運醸成に取り組む。 |
| | | (2) すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進 | 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める行動力を身につけることができるよう人権教育を総合的に推進する。 |
| | | (3) 子ども・若者の自殺対策 | 大阪府自殺対策計画に基づく取り組みを着実に進めるとともに、自殺予防教育、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対策チームによる自殺予防対応など総合的な取り組みを進めていく。 |
| 24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止 | 次世代を担う少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、警察による取り締まりの強化に加え、地域での見守り活動をはじめ、社会全体で子どもを非行や犯罪から守るための取り組みが必要である。 大阪の刑法犯少年の検挙・補導人員は2,188人で、前年と比べて214人増加した(令和4年中)。非行の低年齢化も懸念されており、学職別では高校生が最も多いものの、中学生や小学生も増加しており、非行などの問題行動を防ぐ取り組みを強化する必要がある。また、SNSを利用した犯罪被害をはじめ、子どもが被害者となる犯罪が増加傾向にあり、非行防止活動の充実を図るとともに、少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐ取り組みの強化も必要である。 | (1) 子どもの安全確保の推進 | 地域安全センターや青色防犯パトロールの活性化等により、地域で子どもの安全を守る取り組みを強化するとともに、子どもを性犯罪から守る条例に基づき、性犯罪・性暴力対策の取り組みを着実に進める。 また、子どもたち自身が、「自分の身は自分で守る」ことの大切さを学ぶことができるように、行政、教育機関、企業・団体、警察が連携して取り組みを進める。 |
| | | (2) 非行など問題行動を防ぐ施策の推進 | 大阪府と大阪府警察が共同で設置する少年サポートセンターにおいて非行少年の立ち直り支援等を行うとともに、非行の未然防止等を図るため、地域のボランティア、PTA、教職員、市町村職員等による少年非行防止活動ネットワークのさらなる活性化に向けた支援を行う。 |

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み⑧

(8) 子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援する。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|----------------|--|---------------------------|--|
| 25 青少年の健全育成の推進 | <p>青少年を取り巻く社会環境の変化に応じて有害環境を浄化するため、青少年健全育成条例を改正、運用して青少年の健全育成を推進しているが、近年はスマートフォンが青少年にも急速に普及し、インターネットを介して青少年が犯罪被害やトラブルに巻き込まれることが後を絶たない。</p> | (1) 青少年を取り巻く社会環境の整備 | <p>青少年が有害情報にふれることがないようにフィルタリング手続きの厳格化に取り組むことと併せて、警察や教育委員会等の関係機関と連携して保護者や青少年に対するフィルタリングの利用促進及び青少年の情報リテラシー（インターネットを活用する力）の向上に取り組む。</p> |
| | <p>この対策としては有害情報を遮断するフィルタリングサービスの利用と併せて青少年自身の情報リテラシー（インターネットを活用する力）の向上が効果的であるが、フィルタリングサービスの利用率が低く、未だ浸透しているとは言い難い。</p> | (2) 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護 | <p>青少年の健全な成長を阻害するわいせつ行為等から青少年を保護する取り組みを進める。</p> |
| | <p>青少年を取り巻く環境が変化する中、広い視野と見識を持ち、社会の一員としてたくましく成長するための健全育成に向けた取り組みが求められている。</p> | (3) 青少年の健やかな成長の促進 | <p>青少年の健やかな成長を促進するため、青少年育成大阪府民会議による府民運動を展開するとともに、青少年に対して体験活動の提供を行う。</p> |

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

重点的な取り組み⑨

(9) 家庭と社会がともに子どもを生き育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくる。

子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減に加え、男性の家事・子育てへの組織のトップや管理職の意識改革、就労環境・組織風土の抜本的な見直し・仕事と子育てを両立できる環境づくりや、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭への支援など、子育てしやすい環境をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|---------------------------|---|---------------------------------------|---|
| 26 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減 | 子育て当事者によっては、子どもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている。このような現状を踏まえ、経済的負担と言われている幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援などで、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施する。 | (1) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減 | 次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援である児童手当等を支給するとともに、必要に応じて教育・保育や医療の場面における経済的負担を軽減する。 |
| 27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築 | 地域とのつながりが希薄化するなどにより、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきている。このような中、子育てに積極的に取り組んでいる家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあり、地域と一体となった、各家庭の状況に寄り添う適切な支援やその情報提供が求められている。 | (1) 親子の育ちを応援し、子育て家庭と地域のつながりをつくる仕組みの構築 | すべての子育て家庭を対象に、地域からの支援により、子育て家庭の養育力を補完して、高める取り組みを進めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世帯訪問支援事業などのアウトリーチ支援を通じて、それらの取り組みが個々の家庭に確実に情報提供される仕組みや、保護者同士が情報交換できる環境づくり、多様な親の学びの機会の提供等を通じ、子育て家庭を支援する。 また、「第3次大阪府食育推進計画」において、子どもたちが食べることを楽しみ、成長過程に応じた望ましい食習慣を身につけられるよう、食育を推進し、子どもの育ちを支援していく。 |
| | | (2) 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築 | 家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、地域全体の養育力を高める取り組みを進める。 |

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

重点的な取り組み⑨

**(9) 家庭と社会がともに子どもを生き育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆといを
持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくる。**

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|----------------------------|---|-------------------------|--|
| 28 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進 | <p>出産に伴う女性の離職が多く、30代・40代の男性を中心とする長時間労働などにより、女性に一方的に家事・子育ての負担が偏っている。男性が家事・子育てに参加でき、かつ男女に関わらず子どもに向き合える時間が確保できるよう、また女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるように企業等に働きかける必要がある。</p> | (1) 仕事と生活の調和の推進、女性活躍の推進 | 男女がともに能力を発揮しながら活躍でき、仕事と子育てを両立できる職場づくりや、長時間労働の是正など、結婚・出産後も働き続けられる環境の整備、再就職を希望する女性の積極的な採用促進に取り組む。 |
| | | (2) 働き方改革の推進 | 長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進やテレワークの導入等により仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現するため、働き方改革関連法を踏まえた労働関係法制度等の普及啓発を行うとともに、労使紛争・労働問題の未然防止、解決に向けた支援を行う。 |
| | | (3) 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進 | 男性の家事・子育てへの組織のトップや管理職の意識改革に加え、就労環境や組織風土の抜本的な見直しにより、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるよう支援する。 |
| 29 ひとり親家庭等の自立促進 | <p>多くのひとり親家庭等が経済的に苦しい状況であり、子どもの健全な育ちのためにも、保護者への就業支援や生活支援を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>とりわけ、「子どもの貧困」については、ひとり親家庭の貧困率が高い状況にあり、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭に対する支援の強化が求められている。</p> | (1) ひとり親家庭等の自立促進 | 継続的な就業支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組む。また、貧困率が高いひとり親世帯への生活面への支援を推進する。 |

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

重点的な取り組み⑨

(9) 家庭と社会がともに子どもを生き育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくる。

| 個別の取り組み | 現状と課題 | 取組項目 | 取り組みの方向性 |
|-----------------------|--|---------------------------------|--|
| 30 共同養育の推進 | <p>ひとり親家庭が経済的に厳しい状況におかれている一因として、養育費を受給していないことが挙げられ、この確保を支援していく必要がある。</p> <p>また、現在、国において、共同親権・共同養育制度について議論が進められている状況を見据えながら、様々な事情へ配慮しつつ、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広めることで、親子（面会）交流の実施や養育費の支払など共同養育が当たり前となる社会をめざした取り組みを進める必要がある。</p> | (1) 親子（面会）交流の促進 | 個別の事情に配慮しつつ、相談体制や情報発信の充実、市町村や親子（面会）交流を支援する専門機関等との連携を深めながら、円滑な実施に必要な取り組みを進める。 |
| | | (2) 養育費確保への支援 | ひとり親になる前後のできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備や、養育費確保に向けた取り組みを推進する。 |
| 31 子育てにやさしい住まい・住環境の整備 | 子育て世帯を含むすべての府民が、安心・快適に暮らすことができる住まいを供給し、誰もが暮らしやすく、自由に住まいを選べる安心の暮らしを作る取り組みを進める。 | (1) 子育てにやさしい住まい・住環境の整備 | 子育て世帯などに向けた住宅の供給や、子育てしやすい住環境の整備に取り組む。 |
| 32 その他子育てを支援する取り組みの推進 | <p>子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえて、妊産婦や子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が必要である。</p> <p>また、子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どものための近隣地域の生活空間を形成するとともに、妊婦や親子連れなどに配慮した、子育てにやさしい公共施設等の整備を進める必要がある。</p> | (1) こども家庭センターの設置促進 | 全ての妊産婦・子育て世帯の包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置促進に取り組む。 |
| | | (2) 教育・保育施設等身近な場所や地域における相談体制の充実 | 全ての妊産婦や子育て世帯がかかりつけ相談機関などの身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を受けたり、スマイルサポーター等の地域における相談体制の充実に取り組む。 |
| | | (3) 子育てしやすい公共施設等の整備の推進 | 子育てしやすい生活環境を提供するため、子育て支援のための授乳場所等の整備などに取り組む。 |

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

| 取組項目 番号 | 事業 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管 部署 |
|-------------------------|----------|-----|------|----------|
| 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会 | | | | |
| 1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実 | | | | |
| (1) | | | | |
| | | | | |
| (2) | | | | |
| | | | | |
| (3) | | | | |
| | | | | |
| (4) | | | | |
| | | | | |
| 2 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進 | | | | |
| (1) | | | | |
| 3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実 | | | | |
| (1) | | | | |
| (2) | | | | |
| (3) | | | | |
| ・ ・ ・ | | | | |
| 基本方向5 子育て当事者に対する支援 | | | | |
| 32 その他子育てを支援する取り組みの推進 | | | | |
| (3) | | | | |

第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画

| 都道府県計画で記載すべき事項 | | 本計画での対応箇所 |
|----------------|--|--------------------------|
| 必須 | 都道府県設定区域の設定 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 必須 | 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 必須 | 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 必須 | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 必須 | 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 必須 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 任意 | 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等 | 第3章 計画でめざす基本的な目標 |
| 任意 | 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 任意 | 教育・保育情報の公表に関する事項 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 任意 | 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 | 第6章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 |
| 任意 | 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期 | 第3章 計画でめざす基本的な目標 |
| 任意 | 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間 | 第3章 計画でめざす基本的な目標 |
| 任意 | 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価 | 第9章 推進体制等 |

1. 計画の推進体制

大阪府子ども家庭審議会及び同計画策定専門部会において、子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。計画の中間見直しや新たな計画の策定にあたっては、大阪府子ども・青少年施策推進本部幹事会や庁内関係部署と連携しながら、施策の企画立案に取り組んでいきます。

2. 計画の進捗管理等

(1) 数値目標と指標の設定

「こども大綱」及び「こどもまんなか実行計画」に掲げられた数値目標・指標等を勘案しながら、大阪府の子ども成長・子育て支援の状況等を把握できるような各事業の事業量などを個別指標として設定します。

(2) 計画の進捗管理及び検証・改善

毎年度、目標数値に対する達成度を把握し、その内容を府民のみなさんに分かりやすく示します。

また、「大阪府子ども家庭審議会」に、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、関係審議会とも連携しながら、適正な進行管理に努めます。

また、子ども・若者など当事者の意見を汲み取る仕組みを活用して、施策に反映していきます。

さらに、急速に変化する社会情勢に的確に対応するため、計画の進行管理を踏まえながら、必要に応じて、適宜、取り組みの見直しを行います。